

主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中一〇日を本刑に算入する。

理 由

弁護人田畠常彦の上告趣意は、量刑不当の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よって、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項ただし書、平成七年法律第九一号による改正前の刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成七年六月五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	小	野	幹	雄
裁判官	三	好		達
裁判官	高	橋	久	子
裁判官	遠	藤	光	男